

岡山県公報

発行
岡山県

目次

担当課（室）

【告示】

○ 書面の保存等に代えて電磁的方法による保存等を行うことができるものの指定の一部改正

（県例規集登載）

○ 県税に係る徴収金の収納事務の委託

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 旅館業法施行条例第二条第四号に規定する施設の指定

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

○ 指定一般相談支援事業者の指定

○ 指定地域相談支援の事業の廃止の届出

長寿社会課

税務課

健康推進課

〃

〃

〃

〃

〃

生活衛生課

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

目次

担当課（室）

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

○ 指定居宅介護支援事業者の指定

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

○ 介護老人保健施設の開設許可

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

○ 保安林の解除予定

○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

○ 岡山県収入証紙売りさばき人の指定の取消し

消し

【公告】

○ 土地改良事業の工事完了

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 道路の位置の指定

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

〃

〃

〃

〃

〃

長寿社会課

〃

〃

〃

〃

治山課

会計課

〃

〃

耕地課

〃

建築指導課

〃

〃

生活安全企画課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

短期入所生活介護計画
の保存

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十三号）						
介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十四号）						
及び第百八十八条において準用する場合を含む。）	第二百三条第二項（第二百十六条において準用する場合を含む。）	第二百三十六条第二項及び第二百四十七条第二項	第二百六十二条第二項（第二百六十五条において準用する場合を含む。）	第二百七十五条第二項	第四十一条第二項	第四十一条第二項
短期入所療養介護計画の保存	特定施設サービスの保存	福祉用具貸与計画の保存	特定福祉用具販売計画の保存	施設サービスの計画の保存	施設サービスの計画の保存	施設サービスの計画の保存

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第六十五号）					第七十四条第二項	
					介護予防訪問看護計画書の保存	介護予防訪問看護報告書の保存
第八十四条第二項					介護予防訪問リハビリテーション計画の保存	
第二百二十三条第二項					介護予防通所リハビリテーション計画の保存	
第四百二十二条第二項（第六十条及び第七十二条において準用する場合を含む。）					介護予防短期入所生活介護計画の保存	
第八十一条第二項（第九十七条において準用する場合を含む。）					介護予防短期入所療養介護計画の保存	
第二百十七条第二項及び第二百三十四条第二項					介護予防特定施設サービス計画の保存	
第二百四十八条第二項（第二百五十					介護予防福祉用具貸与計画の保存	

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例					
第二十五条第一項 (第四十七条において準用する場合を含む。)	第七十四条第一項	第七十四条第五項	第八十六条第一項	第百六条第一項 (第百三十五条において準用する場合を含む。)	
訪問介護計画の作成	訪問看護計画書の作成	訪問看護報告書の作成	訪問リハビリテーション計画の作成	通所介護計画の作成	

二一の表浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の項の次に次のように加える。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成二十六年岡山県条例第二十六号）					
第三十一条第二項	第二百六十二条第二項	四条において準用する場合を含む。）	居宅介護支援台帳の保存	特定介護予防福祉用具販売計画の保存	

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例						
	第百四十一条第一項	第百五十六条第一項（第百八十一条及び第百八十八条において準用する場合を含む。）	第百九十五条第一項（第二百十六条において準用する場合を含む。）	第二百二十七条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）	第二百五十六条第一項（第二百六十五条において準用する場合を含む。）	第二百七十四条第一項
	通所リハビリテーション計画の作成	短期入所生活介護計画の作成	短期入所療養介護計画の作成	特定施設サービス計画の作成	福祉用具貸与計画の作成	特定福祉用具販売計画の作成

介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例						
介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例						
第七十七条第一項		第十六条第一項	施設サービス計画の作成			
介護予防訪問看護計画書の作成	介護予防訪問看護報告書の作成	介護予防通所リハビリテーション計画の作成	介護予防短期入所生活介護計画の作成	介護予防短期入所療養介護計画の作成	介護予防特定施設サービス計画の作成	第二百二十条第一項（第二百三十七
第八十七条第一項		第二百二十六条第一項	第四百四十五条第一項（第百六十五条及び第百七十二条において準用する場合を含む。）	第百八十四条第一項（第二百二条において準用する場合を含む。）		

介護保険法に基づく指定居宅サ―ビス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例				
第八十六条第四項	第七十四条第四項	第七十三条第三項		第二十五条第四項 (第四十七条において準用する場合を含む。)
訪問リハビリテーション計画の交付	訪問看護計画書の交付	訪問看護報告書の提出	訪問看護計画書の提出	訪問介護計画の交付

三の表岡山県環境への負荷の低減に関する条例の項の次に次のように加える。

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例			
第十五条第一項	第二百六十六条第一項	第二百五十二条第一項 (第二百五十四條において準用する場合を含む。)	条において準用する場合を含む。)
成 居宅サ―ビス計画の作成	特定介護予防福祉用具販売計画の作成	介護予防福祉用具貸与計画の作成	

第二百六条第四項 (第百三十五条において準用する場合を含む。)	第百四十一条第四項	第百五十六条第四項 (第百八十一条及び第百八十八条において準用する場合を含む。)	第百九十五条第四項 (第百二十六条において準用する場合を含む。)	第二百二十七条第五項 (第百四十八条において準用する場合を含む。)	第二百五十六条第四項 (第百六十五条において準用する場合を含む。)
通所介護計画の交付	通所リハビリテーション計画の交付	短期入所生活介護計画の交付	短期入所療養介護計画の交付	特定施設サービス計画の交付	福祉用具貸与計画の交付

介護保険法に基づく指定介護老人 福祉施設の人員、設備及び運営の 基準等を定める条例		介護保険法に基づく介護老人保健 施設の人員、施設及び設備並びに 運営の基準を定める条例		介護保険法に基づく指定介護予防 サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービ ス等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法の基準等を定める 条例	
第二百七十四条第 四項	特定福祉用具販売計画 の交付	第十五条第八項	施設サービス計画の交 付	第十六条第八項	施設サービス計画の交 付
第七十七条第一項	介護予防訪問看護計画 書の提出及び交付	第八十七条第一項	介護予防訪問看護報告 書の提出	第二百二十六条第一 項	介護予防通所リハビリ テーション計画の交付
第四百四十五条第一 項（第六百六十五条 及び第七百七十二條 において準用する 場合を含む。）	介護予防短期入所生活 介護計画の交付	第八十四条第一	介護予防短期入所療養		

					介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例
項（第二百二条において準用する場合を含む。）	第二百二十条第一項（第二百三十七条において準用する場合を含む。）	第二百五十二条第四項（第二百五十四条において準用する場合を含む。）	第二百六十六条第四項	第十五条第一項及び第十七条	
介護計画の交付	介護予防特定施設サービス計画の交付	介護予防福祉用具貸与計画の交付	特定介護予防福祉用具販売計画の交付	居宅サービス計画の交付	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、事業税（個人の事業税に限る。）、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

収納の事務を委託した者の名称	主たる事務所の所在地	委託を受けた収納の事務を行う場所及び当該事務の内容	委託の期間
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納の事務	平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一一番二号	同右	同右
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一番号	同右	同右
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号	同右	同右
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目	同右	同右

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市 中区日本大通一 七番地	同右	同右	五番地一
国分グロースー ズチェーン株式 会社	東京都中央区日 本橋一丁目一番 一号	同右	同右	
株式会社ポプラ	広島県広島市安 佐北区安佐町大 字久地六六五番 地の一	同右	同右	
株式会社セコマ	北海道札幌市中 央区南九条西五 丁目四二一番地	同右	同右	
株式会社セーブオ ン	群馬県前橋市亀 里町九〇〇番地	同右	同右	
株式会社ジェイア ール西日本デイリ ーサービスネット	兵庫県尼崎市潮 江一丁目二番一 二号	同右	同右	
株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港南 一丁目八番二七 号	提携店舗における徴収 金の収納の事務	同右	

株式会社システム アイシー	岐阜県岐阜市日 置江一丁目五八 番地	同右	同右

◎岡山県告示第二百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関	所在地	指定年月日
名 称		
かわべ薬局	倉敷市真備町川辺一七九七―三	平成二十九年四月一日
スマイル薬局笹沖店	倉敷市新田二七五〇番地七	平成二十九年四月一日
あしたか薬局白楽町店	倉敷市白楽町二七八―七	平成二十九年四月一日
キラきら薬局上成店	倉敷市玉島上成五三七―五	平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第二百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成二十九年四月四日

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
郷奉メンタルクリニック北園	津山市北園町四〇一―一二	平成二十九年四月一日
高梁中央訪問看護ステーション	高梁市頼久寺町八―六	平成二十九年四月一日
フアーマシイたかや薬局	井原市高屋町二四七―一	平成二十九年四月一日
児島薬局	倉敷市児島柳田町一七六―三	平成二十九年四月一日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

◎岡山県告示第二百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関			
名 称	変更事項	変更前	変更後
ほのぼの薬局	医療機関の名称	ほのぼの薬局	エスマイル薬局ほのぼの店
			平成二十九年三月一日

◎岡山県告示第二百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

辞退年月日

玉島訪問看護サービスセンター

倉敷市玉島阿賀崎一丁目三番二〇号

平成二十九年三月三十一日

児島訪問看護サービスセンター

倉敷市児島駅前四丁目八三番二号

平成二十九年三月三十一日

キラきら薬局上成店

倉敷市玉島上成五三七―五

平成二十九年三月三十一日

◎岡山県告示第二百十四号

旅館業法施行条例（昭和四十五年岡山県条例第六十三号）第二条第四号の規定により、同号に規定する施設を次のように指定する。

なお、昭和六十三年岡山県告示第五百五号（旅館業法施行条例第二条第四号の規定による施設の指定）は、廃止する。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
岡山県渋川青年の家	玉野市渋川二一七一
井原市星の郷ふれあいセンター	井原市美星町星田二一〇
高梁市有漢社会教育センター	高梁市有漢町有漢一〇三四三一二
高梁市青少年研修センター	高梁市成羽町成羽二二九八
岡山県青少年教育センター閑谷学校	備前市閑谷七八四
国立吉備青少年自然の家	加賀郡吉備中央町吉川四三九三―八二二

◎岡山県告示第二百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス なないろ

2 所在地

倉敷市中庄一ー一 エステート大森ビル二階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人クムレ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市栗坂八番地

三 指定年月日

平成二十九年一月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇五九二

五 事業の種類別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

放課後等デイサービス ポロカ

2 所在地

津山市東一宮三ー一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人白樺会

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

2	主たる事務所の所在地	
	岡山市中区湯迫一九一	
三	指定年月日	
	平成二十九年一月一日	
四	事業所番号	
	三三五〇三〇〇一四五	
五	事業の種別	
	放課後等デイサービス	
一	事業所の名称及び所在地	
1	名称	
	夢門塾ゆうゆう浅口	
2	所在地	
	浅口市金光町占見新田五四一三	
二	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	
1	名称	
	介護福祉サービス株式会社	
2	主たる事務所の所在地	
	広島県福山市新市町新市八八八番地	
三	指定年月日	
	平成二十九年一月一日	
四	事業所番号	
	三三五一六〇〇〇四八	
五	事業の種別	
	放課後等デイサービス	
一	事業所の名称及び所在地	
1	名称	
	キッズ ゆうゆう	
2	所在地	

津山市野村三一五番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社いちばん館

2 主たる事務所の所在地

津山市野村三一五番地六

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 事業所番号

三三五〇三〇〇一五二

五 事業の種別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう笠岡

2 所在地

笠岡市西大島新田一六一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

介護福祉サービス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町新市八八八番地

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇四一

五 事業の種別

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま 備前事業所

2 所在地

備前市香登本四八七ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ナチュラルライフ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区中仙道一丁目七番二号

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 事業所番号

三三五ー一〇〇〇四九

五 事業の種類

放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

おひさま 邑久事業所

2 所在地

瀬戸内市邑久町尾張六五三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社安心ライフサポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区円山一五一番地一ー一〇二号室

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 事業所番号

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

三三五二〇〇五四
事業の種類
五
放課後等デイサービス

◎岡山県告示第二百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者活動支援センター がじゅまる

2 所在地

総社市真壁二一二九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ラ・ルーチェ「絆縁」

2 主たる事務所の所在地

鳥取県鳥取市千代水三―三一

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇四六五

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第二百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら・介護ステーション瀬戸内

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄三六三番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社瀬戸内興産

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町山田庄三六三番地四

三 廃止年月日

平成二十八年十月一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇九五

五 サービスの種類

同行援護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アヴァンセ

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

特定非営利活動法人ライフプラス

2 主たる事務所の所在地

小田郡矢掛町矢掛八〇九番地

三 廃止年月日

平成二十九年一月一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇四四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

S o c i a l F i r m 玉野田井

2 所在地

玉野市田井五―三〇―五プチポート一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人桃太郎ハNZ

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区春日町九―三

三 廃止年月日

平成二十九年一月三十一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三一六

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市社会福祉協議会 阿波介護サービスセンター

2 所在地		津山市阿波一一九八
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地		
1 名称	社会福祉法人津山市社会福祉協議会	
2 主たる事務所の所在地	津山市山北五二〇	
三 廃止年月日		平成二十九年三月三十一日
四 事業所番号		三三一〇三〇〇二四三
五 サービスの種類		居宅介護
一 事業所の名称及び所在地		
1 名称	特別養護老人ホームサンライフみのり	
2 所在地	津山市二宮九九九	
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地		
1 名称	社会福祉法人津山みのり学園	
2 主たる事務所の所在地	津山市二宮九九九一五	
三 廃止年月日		平成二十九年三月三十一日
四 事業所番号		三三一〇三〇〇三五九
五 サービスの種類		短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活介護事業所えん

2 所在地

総社市門田二九四―四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人リンク

2 主たる事務所の所在地

倉敷市真備町服部一八九五番

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 事業所番号

三三一〇八〇〇三九〇

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション ライフ・ケア・アイ

2 所在地

備前市西片上一〇六八番地四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ライフ・ケア・アイ

2 主たる事務所の所在地

備前市西片上一〇六八番地四

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

四 事業所番号

三三一一〇〇一九六

五 サービスの種類

居宅介護

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

◎岡山県告示第二百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項の規定により、次の指定一般相談支援事業者を指定した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

地域生活支援センターみまさか

2 所在地

美作市真加部一六一六番地美作市勝田総合支所勝田保健センター内

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人地域生活支援センターみまさか

2 主たる事務所の所在地

美作市真加部一六一六番地美作市勝田総合支所勝田保健センター内

三 指定年月日

平成二十九年三月一日

四 事業所番号

三三三一五〇〇〇二九

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

◎岡山県告示第二百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、次の指定地域相談支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

障がい者相談支援センター ほのか

2 所在地

勝田郡勝央町美野一一一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人勝明福祉会

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町美野一八七七番地

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 事業所番号

三三三三六〇〇〇二五

五 サービスの種類

地域移行支援、地域定着支援

◎岡山県告示第二百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月四日

指定した医療機関

名 称

ウエルネス薬局

所 在 地

津山市田町三五―一

担当する医療の種類

調剤

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

指定年月日

平成二十九年四月一日

◎岡山県告示第二百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

薬局ホタル

総社市総社二―一―三〇

調剤

平成二十九年三月十五日

◎岡山県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

富田デイサービスやかげ

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町西川面二六八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

富田ケアセンター有限公司

2 所在地

岡山県倉敷市玉島道口二七四五一

三 指定年月日

平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四八六

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

赤磐市 あかまつ荘

2 所在地

岡山県赤磐市塩木一一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

1 名称
社会福祉法人江原恵明会

2 所在地
岡山県津山市津山口三〇六番地

3 指定年月日
平成二十九年四月一日

4 介護保険事業所番号
三三七二二〇一三九六

5 サービスの種類
通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称
ワインの里 式番館 デイサービス

2 所在地
岡山県赤磐市西軽部一二六〇番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
有限会社グリーンライフ

2 所在地
岡山県浅口市鴨方町鴨方一八九番地三

三 指定年月日
平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号
三三七二二〇一四〇四

五 サービスの種類
通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

養護老人ホーム百楽苑

2 所在地

岡山県真庭市草加部一七二〇―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人郁青会

2 所在地

岡山県倉敷市藤戸町藤戸一五八五―三

三 指定年月日

平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二五〇

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

軽費老人ホームケアハウスちかのり荘

2 所在地

岡山県高梁市落合町近似一三二四番地の二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人福実会

2 所在地

岡山県高梁市落合町近似一三二四番地の二

三 指定年月日

平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇六九二

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人社団同仁会 ケアリゾート金光

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団同仁会

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地

三 指定年月日

平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二七八〇〇六二

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

短期入所療養介護

介護予防通所リハビリテーション

介護予防短期入所療養介護

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

◎岡山県告示第二百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所えがお

2 所在地

岡山県真庭市久世二五二三番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人絆

2 所在地

岡山県真庭市久世二五二三番地一

三 指定年月日

平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二四三

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

◎岡山県告示第二百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ことぶき津山

2 所在地

岡山県津山市二宮六五六―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社シップ

2 所在地

岡山県岡山市北区田中一七四番地一〇一

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二〇六三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

◎岡山県告示第二百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

医療法人社団同仁会 ケアリゾート金光

2 開設場所

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団同仁会

2 所在地

岡山県浅口市金光町占見新田七四〇番地

三 許可年月日

平成二十九年四月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二七八〇〇六二

五 サービスの種類

介護老人保健施設

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

◎岡山県告示第二百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

通所介護ローゴムⅡ

2 所在地

岡山県笠岡市東大戸二七一二―三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団きのこ会

2 所在地

岡山県笠岡市東大戸二九〇八

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇五〇〇四四三

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市金光町地頭下一〇九八の五、一〇九九の四、一一〇〇の二、一一〇〇の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第二百二十八号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十九年三月二十三日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	変 更 後 の 売 り さ ば き 場 所
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一	岡山市北区内山下二一四一六 岡山市北区日応寺一二七七 岡山市北区高塚一四七一 岡山市北区幸町三一〇 岡山市南区福富一一二一一二〇 津山市宮尾五六一一一 高梁市津川町今津八二二一二

◎岡山県告示第二百二十九号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十三条の規定により、平成二十九年三月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地	岡山市北区首部二九四番地の七
名称及び代表者の氏名	公益財団法人岡山県建設技術センター 理事長 安永 知昭	
売 り さ ば き 場 所	岡山市北区蕃山町一番二〇号	

〔二〇九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太	
事業主体	地区名
児島湾土地改良区	北七区10条
〃	西七区3条2
〃	西七区支線73号
〃	西七区支線58号
〃	西七区支線86号
農業用排水施設	完了年月日
二九・三・一五	〃
〃	〃
〃	二九・三・一七
〃	〃

〔二一〇〕県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地 区 名	工 種	完了年月日
大 池	た め 池	二八・一・二〇
宗 形 池	〃	〃
福谷小原池	〃	二八・一・二三

〔一一一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇九号	平成二十九年三月 二十四日	勝田郡勝央町岡字欠ケ市五六〇番 一、五六〇番三の一部	六・〇〇	八五・三八

◎岡山県公安委員会告示第四十三号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年四月四日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成二十九年六月五日（月曜日）から同月十三日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の七日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 二 1 に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二 2 に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二 3 に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二 4 に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二 5 に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年四月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前八

時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

四万七千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

◎岡山県公安委員会告示第四十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年四月四日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十九年四月十二日（水）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十九年四月十七日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
平成二十九年四月十八日（火）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十九年四月二十四日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場
平成二十九年四月二十七日（木）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ－射撃場
平成二十九年五月一日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇ー一	倉敷国際射撃場

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

平成二十九年五月八日（月） 午前十時	
平成二十九年五月九日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年五月十五日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年五月十七日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年五月二十二日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年五月二十五日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年五月二十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年六月二日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十九年六月五日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十九年六月七日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

2
のをいう。）
ファイルドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるも

日	時	場	所
平成二十九 年四月十二 日（水）	午前九時	真庭市仲間一八 一六	湯原国際射撃場
平成二十九 年四月十四 日（金）	午前九時		
平成二十九 年四月十七 日（月）	午前九時		
平成二十九 年四月十九 日（水）	午前九時		

平成二十九 年六月十二 日（月）	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一 一	倉敷国際射撃場
平成二十九 年六月十九 日（月）	午前十時		
平成二十九 年六月二十 六日（火）	午前十時		
平成二十九 年六月二十 七日（火）	午後一時	岡山市北区御津下田六二九 九	岡山県クレイ射撃場

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

午前九時 平成二十九年五月十七日（水）	午前九時 平成二十九年五月十五日（月）	午前九時 平成二十九年五月十二日（金）	午前九時 平成二十九年五月十日（水）	午前九時 平成二十九年五月八日（月）	午前九時 平成二十九年五月一日（月）	午前九時 平成二十九年四月二十八日（金）	午前九時 平成二十九年四月二十六日（水）	午前九時 平成二十九年四月二十四日（月）	午前九時 平成二十九年四月二十一日（金）
------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

午前九時	平成二十九年六月九日（金）
午前九時	平成二十九年六月七日（水）
午前九時	平成二十九年六月五日（月）
午前九時	平成二十九年六月二日（金）
午前九時	平成二十九年五月三十一日（水）
午前九時	平成二十九年五月二十九日（月）
午前九時	平成二十九年五月二十六日（金）
午前九時	平成二十九年五月二十四日（水）
午前九時	平成二十九年五月二十二日（月）
午前九時	平成二十九年五月十九日（金）

3 スキート射撃（クレイがセンターポール の上方を通過するように発射されるもの をいう。）	平成二十九 年六月十二 日（月） 午前九時
	平成二十九 年六月十四 日（水） 午前九時
	平成二十九 年六月十六 日（金） 午前九時
	平成二十九 年六月十九 日（月） 午前九時
	平成二十九 年六月二十 一日（水） 午前九時
	平成二十九 年六月二十 三日（金） 午前九時
	平成二十九 年六月二十六 日（月） 午前九時
	平成二十九 年六月二十八 日（水） 午前九時
	平成二十九 年六月三十 日（金） 午前九時

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

日	時	場	所
平成二十九年四月十二日(水)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十九年四月十四日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十九年四月十八日(火)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十九年四月二十一日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十九年四月二十七日(木)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十九年四月二十八日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十九年五月五日(金)	午前十時		
平成二十九年五月九日(火)	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレ―射撃場
平成二十九年五月十二日(金)	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一	倉敷国際射撃場
平成二十九年五月十七日(水)		岡山市北区御津下田六二九	

平成29年4月4日 岡山県公報 第11877号

午後一時		岡山県クレ―射撃場
平成二十九年五月十九日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年五月二十五日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十九年五月二十六日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年六月二日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十九年六月二日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年六月七日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十九年六月九日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十九年六月十六日（金） 午前十時		
平成二十九年六月二十三日（金） 午前十時		
平成二十九年六月二十七日（火）	岡山市北区御津下田六二九	

午後一時	岡山県クレ－射撃場
平成二十九年六月三十日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成 2 9 年 4 月 4 日 岡山県公報 第 1 1 8 7 7 号

◎岡山県公安委員会告示第四十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十九年四月四日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十九年四月十一日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十九年四月十八日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十九年五月二日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十九年五月十六日（火） 午前九時			
平成二十九年五月二十三日（火） 午前九時			
平成二十九年六月六日（火）		真庭市仲間一八一六	

午前九時	湯原国際射撃場
平成二十九年六月二十日（火） 午前九時	岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
平成二十九年六月二十七日（火） 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。